

10. 都道府県の業務

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数、精神障害者社会適応訓練事業の状況

	精神障害者保健福祉手帳			精神障害者社会適応訓練事業														
	所持者数(平成22年3月末現在)			平成22年6月30日現在			利用修了者の状況(平成21年度)											
	1級	2級	3級	協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数	新規利用者数(平成21年度)	利用修了者数(平成21年度)	常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明
北海道	1,739	9,524	2,976	86	8	15	10	13	1	3	0	1	1	3	0	3	0	1
青森	3,535	4,192	761	162	25	30	22	15	3	6	0	1	1	3	1	0	0	
岩手	2,232	2,649	826	163	16	31	16	23	4	2	0	5	0	9	2	1	0	
宮城	1,060	2,313	1,058	207	15	19	7	37	7	0	0	16	0	2	2	10	0	
秋田	935	2,809	746	53	12	15	9	10	0	3	0	2	1	2	0	2	0	
山形	1,894	1,747	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	1,325	4,420	1,260	73	7	7	7	7	4	0	0	0	2	1	0	0	0	
茨城	1,935	5,267	2,662	166	2	2	0	11	1	1	0	0	0	5	0	4	0	
栃木	1,197	3,742	1,660	100	10	15	9	11	1	0	0	4	4	2	0	0	0	
群馬	2,996	2,548	705	156	5	6	7	5	0	0	0	0	3	0	0	0	2	
埼玉	2,205	13,582	5,401	193	13	14	17	26	0	5	0	13	3	2	1	2	0	
千葉	3,056	10,449	3,679	82	6	7	5	12	3	3	0	3	0	0	2	1	0	
東京	5,852	31,621	18,395	136	64	73	55	42	0	10	0	11	6	5	1	9	0	
神奈川	2,920	10,680	4,551	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	1,120	5,900	713	154	8	8	9	10	0	0	0	7	1	2	0	0	0	
富山	386	2,422	623	34	15	23	10	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	
石川	683	3,239	484	66	22	52	30	29	1	1	0	6	2	14	1	4	0	
福井	267	2,201	797	24	10	15	4	6	3	0	0	0	0	0	0	3	0	
山梨	1,202	3,272	397	143	14	27	16	19	0	6	0	11	0	0	2	0	0	
長野	5,358	4,763	844	40	7	34	20	16	0	2	0	4	0	1	2	7	0	
岐阜	2,396	5,307	1,171	0	0	0	8	8	0	2	0	0	0	6	0	0	0	
静岡	700	4,316	2,052	77	20	29	15	9	0	3	0	1	0	2	0	2	0	
愛知	1,965	13,917	5,211	234	17	24	17	17	1	3	0	2	1	8	1	1	0	
三重	931	4,871	1,628	52	17	33	21	9	1	0	0	0	0	7	0	1	0	
滋賀	422	3,325	1,212	79	15	19	15	13	0	3	0	2	0	0	2	4	1	
京都	561	2,195	1,646	210	23	35	27	20	6	8	0	0	4	2	0	0	0	
大阪	4,492	16,170	4,248	64	23	36	32	35	4	9	0	13	5	0	1	3	0	
兵庫	2,845	9,632	2,591	215	36	53	35	45	5	7	0	17	0	8	4	4	0	
奈良	840	3,140	565	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
和歌山	540	2,183	1,579	42	15	18	20	23	0	3	0	14	0	0	0	5	1	
鳥取	777	3,289	345	105	5	5	3	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
島根	845	2,201	727	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	704	2,913	423	96	15	12	18	11	1	0	0	4	0	6	0	0	0	
広島	1,293	7,976	1,517	124	2	2	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
山口	3,511	4,534	1,441	69	10	13	7	14	5	0	0	5	2	1	0	1	0	
徳島	950	1,687	497	108	4	4	4	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	
香川	389	2,244	592	55	3	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	796	4,011	547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	245	2,091	519	2	2	2	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
福岡	1,122	6,878	2,412	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀	321	2,141	612	0	0	0	8	6	0	0	0	4	0	2	0	0	0	
長崎	893	4,327	1,269	296	17	21	28	23	0	7	0	0	0	2	0	14	0	
熊本	3,903	7,060	653	252	14	20	12	18	0	6	0	0	0	11	1	0	0	
大分	420	3,253	1,125	140	4	5	3	9	0	1	0	2	0	3	0	3	0	
宮崎	377	2,692	1,157	77	12	19	10	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	
鹿児島	593	7,831	2,246	62	3	3	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄	3,543	9,166	2,216	318	43	75	25	43	3	7	0	9	6	13	2	3	0	
札幌市	1,053	9,301	5,772	43	1	1	3	5	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
仙台市	1,462	3,139	1,191	49	14	34	18	19	4	0	1	2	1	0	0	11	0	
さいたま市	536	3,223	1,301	101	2	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
千葉市	879	2,029	610	21	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
横浜市	2,355	10,309	6,488	55	14	29	25	26	0	5	0	3	0	4	1	7	0	
川崎市	827	3,350	1,904	36	6	6	7	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	
相模原市	577	2,236	1,039	0	0	0												
新潟市	660	2,423	219	7	3	3	2	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
静岡市	261	1,704	981	11	2	3	2	3	0	1	0	1	0	0	0	1	0	
浜松市	436	2,250	809	29	9	14	9	7	3	0	0	1	0	2	0	1	0	
名古屋市	1,235	8,447	3,082	266	13	15	9	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
京都市	1,553	5,848	3,530	129	25	32	18	23	0	9	0	3	1	4	0	6	0	
大阪市	2,376	10,775	4,200	84	22	31	17	24	1	2	0	8	1	5	3	4	0	
堺市	1,214	3,596	768	36	1	1	5	6	0	2	0	0	1	0	3	0	0	
神戸市	720	6,221	2,022	54	9	11	5	12	0	3	0	3	1	3	0	1	0	
岡山市	411	2,068	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島市	1,525	6,050	814	49	2	2	3	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	
北九州市	341	2,537	1,139	13	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市	544	4,319	2,013	18	5	7	4	5	0	1	0	3	0	0	0	1	0	
合計	97,236	356,515	127,405	5,716	691	1,023	696	781	73	137	1	192	51	142	30	125	2	28

10. 都道府県の業務

(6)平成22年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢階級×性)

	総数	年齢階級別交付者数										年金 証書分
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	801	4	4	102	129	235	220	35	46	9	17	291
青森	119	5	2	13	11	37	23	7	10	4	7	152
岩手	167	5	0	22	15	56	37	13	14	3	2	183
宮城	114	1	2	17	20	37	20	4	5	4	4	127
秋田	97	0	0	7	18	25	25	11	7	2	2	86
山形	63	0	4	9	5	17	12	4	6	3	3	130
福島	215	9	5	40	29	57	44	12	10	5	4	192
茨城	223	4	4	44	40	59	42	11	14	2	3	166
栃木	203	1	2	31	37	65	42	8	7	3	7	160
群馬	163	3	0	23	31	47	36	3	14	4	2	58
埼玉	627	13	2	96	117	144	144	24	42	16	29	467
千葉	422	3	5	82	63	114	96	21	21	6	11	268
東京	2,054	34	21	296	390	560	501	90	101	22	39	783
神奈川	320	4	3	47	53	80	73	17	24	7	12	343
新潟	115	8	2	13	16	28	27	9	8	2	2	211
富山	88	0	0	10	16	27	25	2	3	3	2	87
石川	123	1	1	16	13	29	33	11	12	6	1	88
福井	118	3	1	16	24	31	21	5	9	2	6	32
山梨	144	4	0	17	16	28	30	9	12	12	16	98
長野	359	8	2	63	39	107	69	24	24	9	14	116
岐阜	259	1	2	35	32	52	62	20	23	15	17	261
静岡	54	5	0	13	11	10	8	3	2	0	2	30
愛知	542	12	7	75	81	126	122	38	44	16	21	524
三重	227	6	2	31	35	51	45	22	20	11	4	257
滋賀	177	4	1	30	29	48	33	10	11	3	8	129
京都	86	0	0	13	14	8	31	8	8	3	1	78
大阪	888	19	11	103	110	241	237	56	71	18	22	446
兵庫	565	1	8	86	99	139	122	28	58	4	20	192
奈良	152	1	1	25	22	37	39	3	17	3	4	59
和歌山	100	5	2	17	8	24	29	4	8	1	2	70
鳥取	109	2	0	10	7	33	21	8	13	4	11	86
島根	73	3	1	6	7	20	14	5	7	6	4	82
岡山	90	1	2	11	12	18	27	5	8	3	3	138
広島	865	14	4	111	140	261	204	44	50	13	24	40
山口	259	1	2	35	25	64	62	26	20	8	16	180
徳島	82	0	1	14	10	25	23	5	3	0	1	42
香川	79	4	1	8	10	23	26	2	2	1	2	102
愛媛	126	1	0	15	19	49	23	8	7	1	3	139
高知	44	1	1	3	7	14	10	2	4	1	1	57
福岡	271	4	2	31	33	74	80	19	20	2	6	268
佐賀	45	1	1	6	4	10	10	3	6	0	4	115
長崎	147	2	1	28	18	37	36	13	6	2	4	179
熊本	247	4	0	21	23	71	57	24	24	10	13	360
大分	224	7	5	36	27	58	51	14	15	8	3	173
宮崎	72	2	1	6	9	25	18	5	3	2	1	100
鹿児島	232	1	2	23	24	83	54	18	17	4	6	175
沖縄	364	5	5	42	48	117	98	19	15	6	9	120
札幌市	316	1	3	42	64	94	86	9	15	1	1	254
仙台市	120	2	1	17	29	28	28	4	10	0	1	109
さいたま市	161	0	0	30	32	34	36	5	16	5	3	75
千葉市	104	0	2	13	19	26	24	8	6	6	0	59
横浜市	581	12	2	79	83	197	134	27	31	7	9	269
川崎市	252	0	4	32	51	66	65	12	17	3	2	74
相模原市	99	0	1	12	13	24	25	7	6	6	5	97
新潟市	67	3	0	10	8	17	12	5	4	2	6	68
静岡市	82	0	1	8	12	19	24	6	11	1	0	40
浜松市	103	4	0	17	6	27	25	9	12	1	2	121
名古屋	418	8	6	56	81	109	86	25	27	4	16	229
京都市	316	3	2	37	48	90	91	16	26	1	2	169
大阪市	727	8	7	93	118	231	176	31	34	13	16	180
堺市	203	2	2	21	29	61	50	5	7	9	17	51
神戸市	293	1	2	35	52	75	71	21	19	8	9	153
岡山市	70	0	1	8	17	19	12	6	6	0	1	30
広島市	412	11	5	64	63	102	114	16	25	2	10	47
北九州市	112	1	0	16	26	27	25	7	5	1	4	106
福岡市	217	1	1	26	25	61	70	11	9	6	7	161
合計	17,567	274	163	2,414	2,722	4,808	4,216	962	1,157	345	506	10,732

(平成22年6月1ヶ月間)

10. 都道府県の業務

(7) 平成22年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(疾患分類別)

	疾患分類別交付者数																	年金 証書分
	合計	F0	計	F1			F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	てん かん	その他		
				F10	覚せい剤	アルコール、 覚せい剤 以外												
北海道	801	34	7	4	0	3	498	186	12	1	3	2	6	0	29	23	291	
青森	119	11	2	2	0	0	76	14	1	0	0	1	6	0	3	5	152	
岩手	167	4	6	5	0	1	92	33	8	0	2	8	2	0	5	7	183	
宮城	114	15	0	0	0	0	54	24	8	1	0	1	4	0	6	1	127	
秋田	97	7	0	0	0	0	68	13	2	0	1	1	0	0	5	0	86	
山形	63	2	1	0	1	0	40	11	1	0	0	0	1	0	7	0	130	
福島	215	18	4	3	1	0	110	45	6	0	2	3	17	1	9	0	192	
茨城	223	20	7	2	1	4	122	53	5	0	2	0	5	1	8	0	166	
栃木	203	9	9	4	4	1	101	56	8	0	3	0	6	1	10	0	160	
群馬	163	16	5	5	0	0	78	33	14	1	2	1	2	0	11	0	58	
埼玉	627	70	14	4	9	1	280	172	27	3	6	4	22	4	25	0	467	
千葉	422	43	9	8	0	1	197	117	21	2	4	0	9	2	18	0	268	
東京	2,054	121	56	29	13	14	960	656	106	7	26	0	57	10	55	0	783	
神奈川	320	24	7	5	2	0	159	99	19	1	0	0	3	1	7	0	343	
新潟	115	7	0	0	0	0	54	23	3	2	3	0	10	0	11	2	211	
富山	88	8	0	0	0	0	48	19	8	0	0	1	3	0	1	0	87	
石川	123	13	2	1	1	0	64	29	6	1	0	0	4	0	4	0	88	
福井	118	14	5	3	0	2	53	25	8	0	0	2	4	1	6	0	32	
山梨	144	27	0	0	0	0	72	36	2	1	0	0	2	1	3	0	98	
長野	359	39	6	6	0	0	188	90	5	0	2	5	6	2	16	0	116	
岐阜	259	33	3	2	0	1	132	64	7	2	6	1	2	1	8	0	261	
静岡	54	6	1	0	1	0	21	12	0	0	1	0	8	1	4	0	30	
愛知	542	42	4	1	2	1	258	162	24	3	7	0	15	1	26	0	524	
三重	227	23	11	8	3	0	78	67	7	2	2	3	12	1	15	6	257	
滋賀	177	18	9	6	0	3	72	53	8	0	0	4	6	1	6	0	129	
京都	86	6	0	0	0	0	50	20	6	0	2	0	0	0	2	0	78	
大阪	888	79	35	26	9	0	390	289	4	1	10	1	37	2	36	4	446	
兵庫	565	31	14	6	2	6	278	150	28	2	7	1	3	0	28	23	192	
奈良	152	13	4	1	3	0	62	53	6	1	0	0	6	0	7	0	59	
和歌山	100	2	3	1	1	1	44	31	6	0	0	0	0	5	1	8	70	
鳥取	109	22	7	6	0	1	50	16	5	0	1	0	4	0	4	0	86	
島根	73	10	1	1	0	0	29	24	3	0	2	0	2	0	2	0	82	
岡山	90	9	2	1	1	0	42	21	9	2	0	0	3	0	2	0	138	
広島	865	58	29	24	3	2	432	187	48	3	14	12	22	3	44	13	40	
山口	259	42	7	5	2	0	145	33	7	2	6	0	5	0	12	0	180	
徳島	82	4	2	2	0	0	45	20	4	0	0	1	2	0	2	2	42	
香川	79	5	2	2	0	0	46	16	4	0	1	0	3	0	2	0	102	
愛媛	126	7	5	2	1	2	69	28	8	0	1	0	2	0	6	0	139	
高知	44	3	0	0	0	0	23	12	3	0	0	0	0	2	1	0	57	
福岡	271	23	7	4	0	3	122	77	18	1	1	3	8	0	11	0	268	
佐賀	45	5	2	1	0	1	22	9	2	0	2	0	2	0	1	0	115	
長崎	147	5	2	2	0	0	91	28	7	0	1	1	2	1	9	0	179	
熊本	247	32	9	9	0	0	131	57	6	1	0	0	3	0	8	0	360	
大分	224	23	5	1	1	3	116	49	8	0	0	1	11	3	8	0	173	
宮崎	72	8	0	0	0	0	34	15	6	0	0	2	2	0	5	0	100	
鹿児島	232	12	7	6	1	0	138	47	5	0	2	3	3	2	13	0	175	
沖縄	364	21	23	18	1	4	223	62	10	1	1	4	2	1	14	2	120	
札幌市	316	10	8	5	2	1	152	122	13	0	0	0	7	0	4	0	254	
仙台市	120	7	3	3	0	0	42	28	12	1	3	1	2	6	4	11	109	
さいたま市	161	8	5	4	1	0	80	36	11	3	5	2	1	0	2	8	75	
千葉市	104	7	1	1	0	0	43	35	9	0	1	0	1	1	6	0	59	
横浜市	581	40	56	39	12	5	227	185	25	4	6	0	10	2	26	0	269	
川崎市	252	14	9	6	3	0	117	72	15	1	3	0	1	0	7	13	74	
相模原市	99	9	1	1	0	0	39	41	6	0	0	0	0	0	3	0	97	
新潟市	67	8	1	1	0	0	27	20	4	0	0	1	4	0	2	0	68	
静岡市	82	3	1	0	0	1	46	22	6	0	0	0	0	0	3	1	40	
浜松市	103	7	0	0	0	0	59	18	3	0	0	2	2	3	9	0	121	
名古屋市	418	31	11	3	6	2	168	152	11	0	6	0	13	3	19	4	229	
京都市	316	9	7	4	0	3	174	99	14	0	2	1	5	1	4	0	169	
大阪市	727	38	59	30	22	7	299	235	31	9	4	3	22	2	25	0	180	
堺市	203	19	8	7	1	0	90	53	13	0	3	0	6	2	8	1	51	
神戸市	293	27	9	3	4	2	113	104	19	2	4	0	1	1	13	0	153	
岡山市	70	5	2	0	2	0	36	13	4	0	3	0	3	1	3	0	30	
広島市	412	42	23	19	3	1	150	135	30	1	7	1	5	2	16	0	47	
北九州市	112	9	7	4	1	2	43	40	3	0	0	0	3	0	7	0	106	
福岡市	217	22	8	4	2	2	77	76	13	0	2	1	5	0	2	11	161	
合計	17,567	1,359	553	350	122	81	8,439	4,822	761	62	172	78	425	72	679	145	10,732	

F0=症状性を含む器質性精神障害

F1=精神作用物質による精神及び行動の障害

F10=アルコール使用による精神及び行動の障害

覚せい剤=覚せい剤による精神及び行動の障害

アルコール、覚せい剤以外=アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による

精神及び行動の障害

F2=統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害

F3=気分(感情)障害

F4=神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

F5=生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群

F6=成人のパーソナリティ及び行動の障害

F7=精神遅滞[知的障害]

F8=心理的発達障害

F9=小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害

(平成22年6月1ヶ月間)

11. 平均残存率(1年未満群)、退院率(1年以上群)

	平均残存率 (%)	退院率(%)		
			死亡を 退院に 計上しない	転院・死亡を 退院に 計上しない
北海道	29.3	27.8	21.3	10.6
青森	27.5	33.6	28.6	15.6
岩手	27.8	22.6	18.6	11.5
宮城	31.9	28.3	23.4	10.5
秋田	31.3	22.5	16.2	6.9
山形	29.4	35.8	23.5	16.8
福島	29.8	20.0	17.1	8.8
茨城	27.7	21.5	16.7	10.1
栃木	30.1	18.1	15.2	8.2
群馬	30.1	18.3	13.7	6.0
埼玉	31.9	20.9	15.6	8.1
千葉	28.3	17.0	13.3	4.7
東京	24.1	27.5	24.0	11.2
神奈川	29.2	30.4	25.0	13.9
新潟	30.2	25.2	17.7	10.4
富山	28.8	17.2	15.0	4.8
石川	29.1	25.2	20.5	11.5
福井	23.3	22.6	18.3	10.4
山梨	25.8	21.5	20.7	9.9
長野	26.3	27.1	23.7	13.3
岐阜	28.2	19.3	16.1	9.7
静岡	29.1	20.4	16.1	9.1
愛知	25.3	20.9	18.2	10.1
三重	27.9	18.8	15.7	7.5
滋賀	24.0	22.8	12.3	7.9
京都	28.8	27.4	12.4	6.5
大阪	26.5	22.7	18.2	8.1
兵庫	29.2	21.9	18.8	7.9
奈良	30.9	19.9	13.0	6.9
和歌山	28.8	32.4	29.9	6.6
鳥取	32.9	38.7	32.4	22.0
島根	28.1	33.5	30.0	12.3
岡山	25.3	21.6	15.0	8.3
広島	26.5	27.1	21.9	11.6
山口	34.5	24.9	17.6	8.8
徳島	25.3	11.9	7.9	2.6
香川	27.7	22.0	20.3	12.8
愛媛	32.4	25.5	21.9	10.3
高知	23.2	20.3	18.6	9.3
福岡	34.1	28.6	23.5	9.7
佐賀	32.2	29.5	24.6	13.8
長崎	29.5	18.4	14.5	4.9
熊本	26.9	20.9	16.5	6.1
大分	34.3	21.3	15.5	4.5
宮崎	28.5	22.1	16.2	8.1
鹿児島	33.6	23.4	19.1	10.2
沖縄	29.6	28.9	25.1	9.3
合計	28.6	23.9	19.1	9.3

※政令市のある道府県の数値は、政令市分を含む。

B. 資料

平成 22 年度精神保健福祉関係資料の作成について

障精発0621第1号
平成22年6月21日

各
〔都道府県
指定都市〕

精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



平成22年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)

標記について、業務の参考としたいので、別添作業要領を参考の上、平成22年9月21日（火）までに報告願います。

また、本資料の作成と併せて、「認知症（F00-F03）」及び「統合失調症（F2）」による入院患者の状況について、定期的かつ適時に把握するため、追加調査票の作成をお願いいたします。追加調査票につきましては、平成22年8月20日までに報告願います。

（当該追加調査票のみ先に送付して下さい。）

平成 22 年度精神保健福祉資料調査作業要領

1. 調査の目的

この調査は、精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年 6 月 30 日付けで実施しているものです。

2. 今年度の主な変更点

今年度の調査より、別添 1 の個票 1 精神科病院の施設・従事者の状況について、[病院区分③]の選択肢を変更し、詳細な注釈を付記しました。

また、個票 2～4 各精神病棟の状況について、[②入院料等の届出]の選択肢に、「1 3 対 1 入院基本料」及び「特定機能病院入院基本料（1 3 対 1）」を追加しました。

3. 調査票作成の手引き

(1) 調査票は、提出書類件数報告及び個票並びに追加調査票から構成されます（別添 1）。

※一部の個票については、電子調査票が利用できます。（精神科病院のみ）。詳細につきましては「電子調査票利用案内」をご覧ください。

(2) 調査票の変更箇所については別添 2 を参照してください。

(3) 回答方法は、「該当するものの選択（○印をつける）」若しくは「数値の記入」によります。

(4) 個票 1～16 及び追加調査票は精神科病院、個票 17～20 は精神科診療所等、個票 21 は指定障害者支援施設等、個票 22 は指定障害者福祉サービス事業所等、個票 23 及び 24 は各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いします。

(5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「精神・障害保健課」という。）に個票を送付する際は、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入の上、送付してください。

(6) 医療機関等コード一覧（「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」の 3 種）は、所定の様式を用いて作成してください。

(7) 都道府県・市コードは、都道府県・指定都市コード（別添 3）をもとに記入してください。

(8) 医療機関等コード一覧

ア 医療機関等コード番号について

「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」のそれぞれにコード番号を 1 番から通し番号で付けてください。

平成 21 年度までの調査で、すでに 1 番からの連番を付けている場合で、医療機関等の廃止・統合や市町村合併による欠番がある場合は、新規・既存の病院で埋めずに欠番のままとしてください（別添 4）。

各都道府県・指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3 桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けない

てください。

個票 21 及び 22 にかかるコードを、事業種別ごとに整理分類する場合は、百の位を変えて（101 番～、201 番～・・・など）も差し支えありません。

イ 医療機関等名について

大学附属病院は、大学名から記載してください（〇〇大学△△△附属□□病院）。また大学名を略名で記載しないでください。

独立行政法人国立病院機構の病院については「独立〇〇病院」と記載してください。

都道府県立医療機関等、その他の公立医療機関等は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。法人医療機関等の法人名（〇〇法人△△会など）は医療機関等名に冠して記載しないでください（同じ都道府県・指定都市の中で同名の医療機関等を有する場合のみ、医療機関等名に続けて括弧書きで法人名を記載してください）。

ウ 変更状況欄について

新規開設・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、医療機関等名が変更の場合は変更前の医療機関等名も「旧△△△病院」などと記載してください。

送付いただいた一覧表は、平成 22 年度データの確定作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。また、データが確定した後は、電子化されたデータには個別の医療機関等名は残りません。

(9) 調査につきまして、ご不明の点がありましたら下記の連絡先へメールにてお問い合わせください。

※メールの件名は【630 調査質問事項（都道府県等名）】としてください。

連絡先 : seishin-iryoku@mhlw.go.jp

4. 調査データの扱い

- (1) 各都道府県・指定都市から送付された個票等は、精神・障害保健課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所にて分析を行います。
- (2) 本調査の結果は、精神・障害保健課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等、精神・障害保健課の承認した分析・報告等に活用します。
- (3) 本調査の個票等は、データが確定した段階で処分します。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。
- (4) 調査結果は、「精神保健福祉資料」として各都道府県・指定都市に送付するとともに、「精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>)」において公表します。「精神保健福祉資料」のデータに修正があった場合にも、このページに掲載しますので、データを使用される場合は必ずご確認ください。

5. 今後の作業予定

平成22年7月中旬までに精神科病院等へ調査を依頼。

平成22年9月末までに調査票の回収を終了。

平成23年1月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成23年3月末までにデータの集計を完了。

平成23年7月末までに各都道府県・指定都市に「精神保健福祉資料」を送付。

【個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 3058)

提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

精神科病院数	
個票1	「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」を配布した病院の数
	精神科病院の数(回収数) ①

個票1	大学附属病院
	上記以外の総合病院
	上記以外の病院
	合計 ②

個票1	単科精神科病院
	単科精神科病院以外

個票1	国立病院
	都道府県立病院、政令市立病院
	その他の公立病院
	医療法人病院
	個人病院
	その他の法人病院
	合計 ③

※精神科病院の数(回収数)①と合計②、合計③は同数となる。

個票1	指定病院数
-----	-------

個票1	応急入院指定病院数
-----	-----------

個票1	認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター設置病院数
-----	-------------------------------

個票7	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数
-----	------------------------

個票9	精神科訪問看護を実施している精神科病院数
-----	----------------------

個票13	平成21年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数
------	---------------------------

個票13	平成22年6月1日の残留患者が1人以上の病院数
------	-------------------------

個票17	「個票17 精神科診療所等の状況」を配布した診療所の数
	精神科診療所等の数(回収数)

個票18	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所数
------	-------------------------

個票20	精神科訪問看護を実施している精神科診療所数
------	-----------------------

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	枚
個票2	各精神科棟の状況	枚
個票3	各精神科棟の状況(個票2の続き)	枚
個票4	各精神科棟の状況(個票3の続き)	枚
個票5	認知症治療棟の状況	枚
個票6	応急入院患者の状況	枚
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	枚

個票10	精神科病院在院患者の処遇	枚
個票11	精神科病院在院患者の状況	枚
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	枚
個票13	精神科病院の外来・入院状況	枚
個票14	精神科病院平成21年6月入院患者の状況	枚
個票15	平成22年6月1日残留患者の状況	枚
個票16	平成22年6月退院患者の状況	枚
個票17	精神科診療所等の状況	枚
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	枚

個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	枚
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】	枚
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】	枚
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	枚
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票10、個票11、個票12、個票13、個票16の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票6の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票7の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数と一致すること。
- ・個票9の枚数は、精神科訪問看護を実施している精神科病院数と一致すること。

- ・個票14の枚数は、個票13で平成21年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、個票13で平成22年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票18の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

病院区分① [いずれか1つに○印]

1. 大学附属病院 …… 国立大学法人を含む
2. 上記以外の総合病院 …… 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
3. 上記以外の病院

病院区分② [いずれか1つに○印]

1. 単科精神科病院 …… 病床がすべて精神病床である病院
2. 単科精神科病院以外

病院区分③ [いずれか1つに○印]

1. 国立病院 (独立行政法人を含み、国立大学法人は含まない)
2. 都道府県立病院、政令市立病院
3. その他の公立病院
4. 医療法人病院
5. 個人病院
6. その他の法人病院 [財団法人等] (国公立大学法人、公立大学の附属病院を含む)

一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人が設置する病院を含む。これらの加入者・設立者に、都道府県・政令市を含む場合は2、都道府県・政令市以外の場合のみは3を選択。ただし公立大学法人は含まない。

病院区分④ [各項目、それぞれ1つずつ○印]

指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当	2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床:	床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当	2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第22条の4)	1. 該当	2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参画	1. あり	2. なし
認知症疾患医療センター ・老人性認知症疾患センター	1. 設置あり	2. 設置なし
精神科訪問看護の実施	1. 病院内で実施 「高1法1内」 2. 「訪問看護ステーション」等で実施 3. 実施なし	

※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。

精神科以外を含む
全病床数

病院所在地の
郵便番号

大0事業所の個別番号(***-8***)でなく、「所在町域・字の番号」を記載。

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

※病床数に保護室分を含む。(平成22年6月30日現在)

	精神病棟		精神 病床数	保護室			施錠できる個室		
	病棟数	うち 電話設置		うち モニター 装置あり	うち トイレあり	うち モニター 装置あり	うち トイレあり		
夜間外開放	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
終日閉鎖	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
上記以外	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室

「夜間外開放」
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。

「終日閉鎖」
原則として終日、病棟の出入り口に施錠している病棟。

「上記以外」
病棟の出入り口に施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。

医療法にもとづく病床数を記載。

「保護室」………→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。
「施錠できる個室」………→上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。

入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。
例えば、「夜間外開放」と終日閉鎖病棟の間に24時間使用できる電話が共用で設置されている場合、それぞれの病棟に電話が設置されているとみなす。

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成22年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物 混合		児童思春期		合併症		医療観察法 (指定入院医療機関)	
病棟なし→	病床数	病棟なし→	病床数	病棟なし→	病床数	病棟なし→	病床数	病棟なし→	病床数	病棟なし→	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコールまたはアルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。

在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。

身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症症例の受け入れが常時可能であるもの。

予備病棟はカウントする。

※当該病院に当該専門病棟がない場合は、それぞれのチェックボックスにシ点を記入してください。

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。

「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

従事者数 (平成22年6月30日現在)

医師						作業療法士		ソーシャルワーカー (社会福祉士を含む)			
		うち 指定医		うち 特定医師						うち 精神保健福祉士	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

臨床心理 技術者		看護師		准看護師		看護補助者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

個票2 各精神病棟の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。(個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。) 病棟数が10を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成22年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号にそれぞれ○印を1つずつ記入。		在院患者数														
		①開放区分	②入院料等の届出 <small>※41～43のみ複数の番号に○印を付けて構わない。 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。</small>	計	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。								
					20歳未満	20歳以上40歳未満	40歳以上65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
1		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
2		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
3		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
4		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
5		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
6		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
7		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
8		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
9		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
10		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															

①開放区分

- 夜間外開放…………… 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
- 終日閉鎖…………… 原則として終日、病棟の出入りを施錠している病棟。
- 上記以外…………… 病棟の出入りを施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 11. 精神科救急入院料1 | 51. 10対1 入院基本料 |
| 12. 精神科救急入院料2 | 52. 13対1 入院基本料 |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 53. 15対1 入院基本料 |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料1 | 54. 18対1 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料2 | 55. 20対1 入院基本料 |
| | 56. 特別入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | |
| 22. 認知症治療病棟入院料1 | 61. 特定機能病院入院基本料 (7対1) |
| 23. 認知症治療病棟入院料2 | 62. 特定機能病院入院基本料 (10対1) |
| | 63. 特定機能病院入院基本料 (13対1) |
| | 64. 特定機能病院入院基本料 (15対1) |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | |
| 32. 小児入院医療管理料3 | 99. その他 |
| 41. 急性期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 42. 回復期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |

個票3 各精神病棟の状況 (個票2の続き)

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。(個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。) 病棟数が20を超える場合は個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)~(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成22年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号にそれぞれ○印を1つずつ記入。		在院患者数																
		① 開放区分	② 入院料等 の届出	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。											
				20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上				
11		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
12		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
13		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
14		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
15		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
16		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
17		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
18		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
19		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	
20		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99																	

①開放区分

- | | |
|----------|--|
| 1. 夜間外開放 | 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。 |
| 2. 終日閉鎖 | 原則として終日、病棟の出入りを施錠している病棟。 |
| 3. 上記以外 | 病棟の出入りを施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。 |

②入院料等の届出

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 11. 精神科救急入院料 1 | 51. 1 0 対 1 入院基本料 |
| 12. 精神科救急入院料 2 | 52. 1 3 対 1 入院基本料 |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 53. 1 5 対 1 入院基本料 |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料 1 | 54. 1 8 対 1 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料 2 | 55. 2 0 対 1 入院基本料 |
| | 56. 特別入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | |
| 22. 認知症治療病棟入院料 1 | 61. 特定機能病院入院基本料 (7 対 1) |
| 23. 認知症治療病棟入院料 2 | 62. 特定機能病院入院基本料 (1 0 対 1) |
| | 63. 特定機能病院入院基本料 (1 3 対 1) |
| | 64. 特定機能病院入院基本料 (1 5 対 1) |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | |
| 32. 小児入院医療管理料 3 | |
| | 99. その他 |
| 41. 急性期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 42. 回復期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |

個票4 各精神病棟の状況（個票3の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

（平成22年6月30日現在）

通し 番号	精神 病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号に それぞれ○印を1つずつ記入。		在院患者数														
		① 開放区分	② 入院料等 ※41～43のみ複数 の番号に○印を付けて構わない。 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を 選択しないこと。	計	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。								
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
21		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
22		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
23		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
24		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
25		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
26		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
27		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
28		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
29		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															
30		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55・56 / 61・62・63・64 / 99															

①開放区分

- 夜間外開放…………… 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
- 終日閉鎖…………… 原則として終日、病棟の出入りを施錠している病棟。
- 上記以外…………… 病棟の出入りを施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 11. 精神科救急入院料 1 | 51. 1 0 対 1 入院基本料 |
| 12. 精神科救急入院料 2 | 52. 1 3 対 1 入院基本料 |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 53. 1 5 対 1 入院基本料 |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料 1 | 54. 1 8 対 1 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料 2 | 55. 2 0 対 1 入院基本料 |
| | 56. 特別入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | |
| 22. 認知症治療病棟入院料 1 | 61. 特定機能病院入院基本料 (7 対 1) |
| 23. 認知症治療病棟入院料 2 | 62. 特定機能病院入院基本料 (1 0 対 1) |
| | 63. 特定機能病院入院基本料 (1 3 対 1) |
| | 64. 特定機能病院入院基本料 (1 5 対 1) |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | |
| 32. 小児入院医療管理料 3 | 99. その他 |
| 41. 急性期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 42. 回復期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |
| 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法) | |

個票5 認知症治療病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「22.認知症治療病棟入院料1」
ないし「23.認知症治療病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ個票5を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成21年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症治療病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。

平成21年6月1ヶ月間の入院患者数

家族と同居
あるいは単身に
関わらず施設外
で生活するもの。

グループホーム・
ケアホーム・社会
復帰施設・福祉
ホーム・障害者支
援施設等・高齢
者福祉施設等に
退院したもの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。												
	平成21年						平成22年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
家庭復帰等													
グループホーム・ケアホーム ・社会復帰施設等													
転院・院内転科													
死 亡													
合 計													

平成22年 6月1日の 残留患者数

平成21年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成22年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院または院内
転科した場合もカウントする。

平成22年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟か ら転棟した患者数	平成22年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟に 転棟した患者数

個票6 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」で「1. 該当」に○印を付けた施設のみ下表を記入

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成21年4月～平成22年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
 上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ“0”を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合計	(i)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入								
計	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成22年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち平成22年6月1ヶ月間の新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを利用した者について、平成22年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成22年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害											
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害											
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
覚せい剤による精神及び行動の障害											
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科病院が平成22年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数												
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上				
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
F0 症状性を含む器質性精神障害														
F00 アルツハイマー病型認知症														
F01 血管性認知症														
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害														
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害														
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害														
覚せい剤による精神及び行動の障害														
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害														
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害														
F3 気分(感情)障害														
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害														
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群														
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害														
F7 精神遅滞(知的障害)														
F8 心理的発達の障害														
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害														
てんかん(F0に属さないものを計上する)														
その他														
合 計	(j)													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票13 「平成22年6月1ヶ月間の訪問看護」実人数(j)と一致すること。

個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

(平成22年6月30日現在)

	計	病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
		夜間外開放	終日閉鎖	左記以外		
合計	(A)					
措置入院	(B)					
医療保護入院	(C)					
計	(D)					
任意入院	個別の 処遇	開放処遇				
		開放処遇を 制限				
		患者の意思による 開放以外の処遇				
その他入院	(E)					

「措置入院」
 他都道府県又は指定
 都市が当該入院措置を
 採った者も含めて、入院
 している措置入院患者
 すべてについて計上
 する。

「その他入院」
 精神保健福祉法に基づ
 く緊急措置入院、応急
 入院、児童福祉法に基
 づく施設への入院およ
 び医療観察法による入
 院等について計上する。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病
 棟の出入りに施錠していない病棟。
 「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処
 遇を制限」「患者の意思による開放以外
 の処遇」に該当する患者は、施錠できる
 病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
 原則として終日、
 病棟の出入り口
 を施錠している
 病棟。

「左記以外」
 病棟の出入り口を
 施錠しないのが一
 日4時間など、「夜
 間外開放」「終日閉
 鎖」に該当しない病
 棟。

内側から患者本人の意思
 によっては出ることができ
 ない部屋の中へ一人だけ
 で入室させることにより当
 該患者を他の患者から遮
 断する行動の制限をいい、
 12時間を超えるものを計
 上する。

衣類または綿入り帯
 等を使用して、一時的
 に当該患者の身体
 を拘束し、その運
 動を抑制する行動
 の制限を行った患
 者数を計上する。